

## 令和元年度財政援助団体等監査における指摘事項に関する改善策等について

NO.	指 摘 事 項 等	改 善 策 等
1	東海村社会福祉関係団体事業費補助金について	
(1)	東海村民生委員・児童委員協議会補助分	
①	<p>【補助金交付時期と事業実施期間について】</p> <p>・交付要綱第4条では、交付申請書を「補助事業の実施する日の30日前までに村長に提出しなければならない」と定めており、交付申請日と補助事業の実施期間に齟齬が生じている。補助対象事業が民生委員・児童委員活動事業であり、その内容に鑑みると、年度を通して補助金を交付することは適切であり、交付申請日に関する交付要綱の定めと事務処理の実情が乖離しているものと考えられる。従って、この交付要綱を根拠に補助金を支出している他団体への影響等を考慮したうえで、実情に合った制度となるよう当該交付要綱の見直しについて検討すべきである。</p>	<p>・東海村社会福祉関係団体事業費補助金交付要綱第4条には、交付申請書を「補助事業を実施する日の30日前までに村長に提出しなければならない」と定めてあるものの、4月総会において、新年度予算の承認を得た後に、交付申請を行う必要があったことから、交付申請日と実施期間に齟齬が生じていました。このことから、要綱第4条については、「補助事業を実施する日の30日前までに」を削除することとし、次年度からは、年度当初に速やかに補助金申請を行い、交付申請日と補助事業の実施期間との齟齬を解消してまいります。</p>
②	<p>【需用費について】</p> <p>・需用費の全額に補助金が充当されているが、その一部に懇親会における景品の費用が計上されている。税金が原資の補助金をこのような費用に使用することは適当ではなく、当該費用は団体の会費で賄うべきであった。このことについては、補助対象団体に対し指導を行い、令和元年度からは内容の適正化を図りたい。</p>	<p>・ご指摘のとおり、懇親会費用に充当することを改め、令和元年度からは、委員同士の懇親等に係る費用については、会費から充当するよう指導を行い、適正な補助金執行に努めてまいります。</p>
(2)	東海村遺族会補助分	
4	補助金等の事務処理について	
①	<p>・補助対象事業は追悼式と研修事業であるが、会議費に補助金が充当されており、そのすべてが会計監査、総会や理事会を実施する度の食事代や弁当代である。補助対象事業における食糧費の取扱いは、補助金等の適正化に関する事務処理要領において「飲食は補助事業等にかかわらず日常的に摂取しているものであるため、補助対象経費から除外すること」とされ、「会議や研修などを伴う補助事業等において私生活上の通常時間及び場所での食事が妨げられるおそれのある場合」等に、例外的に必要最小限の範囲で計上することとされている。まず、会計監査時の飲食店における食事代は明らかに会の運営に係る経費であり、補助対象外事業に対する充当である。次に、総会や理事会の弁当代も、基本的には会の運営に係る経費であり、開催した全ての会議で食糧費の例外的取扱いが必要であったとすることは、社会通念上疑問を持たざるを得ず、補助金等の充当先として好ましくないと言える。従って、食糧費の充当については、補助対象団体に対し指導を行ったうえで、令和元年度からは公正な検査を行い、内容の適正化を図ってもらいたい。</p>	<p>・ご指摘のとおり、全ての会議等における食事代や弁当代に補助金を充当することを改め、令和元年度からは、必要最小限の範囲となるよう精査することとし、必要と判断される食事以外の経費については、補助金を充当せず、会費から充当するよう指導を行い、適正な補助金執行に努めてまいります。</p>
4	補助金等の事務処理について	
①	<p>・明らかな誤りがある提出書類を所管課が受理し、それに気づいていなかったことや村発信文書にも誤りがあったこと、また、補助金の交付の適否を決定する補助金等交付(不交付)決定審査調書にも誤りがあったことや内容がきちんと検討されていないものがあったことは問題である。大事な税金から拠出する補助金の交付に係る書類である。交付決定審査調書には事実を正確に記載し、申請内容を十分に検討して交付決定手続きを行うとともに、発信文書や提出書類を十分に確認したうえで、東海村文書管理規定に基づく適正な取扱いをするよう全庁的に取り組んでもらいたい。</p>	<p>・補助金交付決定等に係る手続き等については、「補助金等の適正化に関する事務処理要領」の周知を行い、法令等に基づき適正に事務を行ってまいります。</p>

## 令和元年度財政援助団体等監査における指摘事項に関する改善策等について

NO.	指 摘 事 項 等	改 善 策 等
①	<p>・東海村社会福祉団体事業費補助金(東海村民生委員・児童委員協議会補助分)では、交付申請書の申請者住所と実績報告書の申請者住所に相違があるもの、決算額の合計は正しいが明細の金額が誤っているものがあった。</p>	<p>・「補助金等の適正化に関する事務処理要領」に基づき、交付申請から実績報告までの事務処理について丁寧に確認を行い、同じ誤りがないよう努めてまいります。</p>
②	<p>・東海村社会福祉団体事業費補助金(東海村遺族会補助分)では、交付決定通知書に記載の交付申請書受理日や実績報告書に記載の交付決定日、交付決定審査調書の査定額の積算が誤っているものがあった。証憑では、明細の添付が無く品目が確認できないものがあった。</p>	<p>・「補助金等の適正化に関する事務処理要領」に基づき、交付申請から実績報告までの事務処理について丁寧に確認を行い、同じ誤りがないよう努めてまいります。また、明細等の必要書類を添付するよう指導を行い、適正な審査を行ってまいります。</p>
③	<p>・東海村土地改良区及び水利組合に係る施設維持管理事業費補助金では、実績報告書等の收受番号が漏れているもの、交付決定通知書に記載の交付申請日や、交付決定審査調書に記載の事業費や適格性の評価が誤っているもの、証憑の日付が漏れているものが多数見られた。また、交付申請書の作成年が誤っているもの、補助対象事業の実施日に対し実績報告書の提出が極端に遅いものもあった。</p>	<p>・「補助金等の適正化に関する事務処理要領」に基づき、交付申請から実績報告までの事務処理について丁寧に確認を行い、同じ誤りがないよう努めてまいります。また、実績報告書の提出については、速やかな提出となるよう補助対象者に周知してまいります。</p>
④	<p>・東海村環境保全事業協力団体事業費補助金(美しい東海村をつくる会)では、交付決定通知書に記載の交付申請日や交付決定審査調書の査定額の積算、収支決算書に記載の予算額、事業報告書に記載の事業内容や補助金の成果内容が誤っているものがあった。また、交付決定審査調書の内容が不十分であるもの、交付請求書に記載の代表者名と振込先口座の代表者名が異なるものもあった。</p>	<p>・ご指摘いただきました日付の誤り(交付決定通知書)、収支決算書の予算額、事業報告書の内容、補助金の成果内容については、内容を再度確認し、訂正するよう指導しました。今後の再発防止として、担当内でも訂正箇所を再確認し、情報共有し、チェック体制を強化してまいります。</p> <p>・交付決定審査調書の内容については、補助金等の適正化に関する事務処理要領に基づき、適正に事務を行ってまいります。</p> <p>・振込先の代表者変更については、代表者が変更されたことを確認いたしました。</p>